

延長保育 保護者負担金内訳

	短時間認定			標準時間認定		
	区分	時間帯	金額	区分	時間帯	金額
保護者負担金	【短0】	開所時間の始期から8時まで	無料			
	【短1】	16時01分以降	日額 100円	【標1】	開所時間の始期から11時間を超えて 11時間30分まで (30分以内)	日額 100円
		16時30分まで (30分以内)	月上限額 1,500円			月上限額 1,500円
	【短2】	16時31分以降	日額 200円	【標2】	開所時間の始期から11時間30分を超えて 開所時間の終期まで (30分超)	日額 200円
		18時まで (30分超2時間以内)	月上限額 2,500円			月上限額 2,500円
	【短3】	18時01分以降 19時まで	日額 300円	【標3】	19時01分以降 開所時間の終期まで (1時間超)	日額 300円
		または開所時間の終期まで (2時間超3時間以内)	月上限額 3,500円			月上限額 3,500円
	【他】	19時01分以降	日額加算 100円	【他】	開所時間の終期を超える時間帯	日額加算 100円
		または開所時間の終期を超える時間帯	月上限額 なし			月上限額 なし

利用手続き ①延長保育の利用希望者は、事前に所定の様式に利用希望時間など必要事項を記入して、園あてに利用申請を行う。
 ②各園は、保護者の就労時間など世帯の状況を踏まえて、申請のあった利用希望時間の妥当性を審査し、適正な利用時間帯を決定した上で利用を承認する。

保護者負担金 ①日額は、利用実績（実際に迎えにきた時間帯）によって決定する。
 ②月額を集計においては、時間帯に応じた月上限額を設け、①の日額合計と月上限額を比較し、いずれか安い方の金額とする。
 ③決定利用時間帯よりも上位（長時間）の時間帯区分の利用が月10日以上となる場合、②における月上限額は、直近上位の時間帯区分の額を適用する。
 ④保育の利用が開所時間の終期以降に及んだときは、日額に100円を加算する。
 この加算額は②または③の集計（月上限適用）の対象外となり、加算額全額が徴収対象となる。

減免措置 市の定める利用者負担額（保育料）の基準額表において、無料となる階層区分に該当する世帯の保護者負担金は無料とする。
 [該当階層] A階層＝生活保護世帯、B階層（市町村民税非課税世帯）のうちひとり親等に該当する世帯
 ※国の多子軽減または県のすくすく保育支援事業による無料対象者については、実際の保育料負担額は0円であっても延長保育は有料となる。
 ※保護者負担金欄の④での利用実績がある場合には、市保育料の無料改階層該当者であっても負担金の徴収対象となる。